第2章　施策体系と施策内容

❶ 施策体系

（基本理念）（めざすべき姿）　（基本目標）　（施策）　（主要な取組）

（基本理念） 県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していく

（めざすべき姿） かけがえのない地球環境の中で、自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざす

（基本目標）	（施策）	（主要な取組）
Ⅰ. 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり	(1) 低炭素社会の構築（地球温暖化の防止）	温室効果ガスの排出削減
		森林吸収源の整備
		新エネルギーの導入
	(2) 循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）	ごみゼロ社会の実現
		産業廃棄物の３Rの推進
		産業廃棄物の適正処理の確保
		監視強化と不適正処理に対する是正の推進
	(3) 大気環境の保全	大気汚染の防止
		自動車環境対策の推進
		騒音・振動・悪臭の防止
	(4) 水環境の保全	水質汚濁の防止
		伊勢湾等（閉鎖性海域）の再生
		生活排水対策の推進
		土壌・地下水汚染対策の推進
Ⅱ. 自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり	(1) 生物多様性の保全および持続可能な利用	生物多様性保全活動の促進
		里地里山里海の保全
		希少な野生動植物の保護
		水辺や沿岸の環境保全
	(2) 自然とのふれあいの確保	自然公園等の整備・活用
		森林・水辺等の整備・活用
		緑の保全・創出
	(3) 森林等の公益的機能の維持確保	森林環境の保全（三重の森林づくり）
		農地環境の保全
		沿岸海域環境の保全
		水循環・浄化機能の確保
	(4) 良好な景観の形成	県土の景観の形成
		農山漁村景観の保全・創出
	(5) 歴史的・文化的環境の保全	文化財等の保存・活用
		歴史的・文化的景観の保全・活用

❷ 施策の推進

【基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」に向けた施策】

(1) 低炭素社会の構築（地球温暖化の防止）

施策の目標	すべての県民や事業者等が参加と協働のもと、技術革新やライフスタイルの変化等により温室効果ガスの排出量を削減するさまざまな取組を進めています。 また、二酸化炭素の吸収源である三重の森林整備や太陽光発電等の新エネルギー※の利用が着実に進み、これらと相まって、低炭素社会の構築に向けた取組が進展しています。

主な課題

- 2008年度（平成20年度）における三重県域の温室効果ガスの総排出量は、基準年度［1990年度（平成２年度）］に比べ、産業部門の活発な事業活動等を受け、10.5%と大幅に増加しています。
- 運輸部門での温室効果ガス排出量は産業部門に次いで高くなっており、うち自家用車を含む自動車の使用に伴うものが約９割を占めていることから、事業活動における取組だけでなく、県民の日常生活における取組も求められています。
- 県民アンケートでは、地球温暖化防止に対する意識が高い状況にあるものの、家庭部門からの排出量は増加傾向にあり、県民の自主的な行動の促進が求められています。
- グリーン・イノベーション※等新たな技術導入による排出量削減を進める必要があります。
- 三重県における森林の算定吸収量は、目標レベルに達していません。
- CO_2排出量の削減に有効な新エネルギーについては、コスト面の課題などから、その導入について限定的なものとなっています。

主要な取組

≪温室効果ガスの排出削減≫

- 三重県全体の二酸化炭素排出量の約７割を占めている産業部門、民生業務部門での排出量削減を促進します。
- 家庭における二酸化炭素排出量削減の取組を「見える化」するなど、県民一人ひとりの行動を促す仕組みづくりを行います。
- 運輸部門からの二酸化炭素排出削減を推進するため、エコドライブの普及やエコカーの導入を促進するとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

企業などによるエコ通勤の取組

- 県内事業者による環境・エネルギー関連分野の研究開発や新事業展開等を促進することにより、県内産業の成長と低炭素社会構築への貢献の両立を図ります。

≪森林吸収源の整備≫

- 国や県などの行政による事業の実施のほか、企業やNPOなどのさまざまな主体による積極的な森林整備を促します。
- 木材のCO_2固定量を「見える化」する仕組みの構築などにより、森林の温暖化防止効果の理解を深めます。

≪新エネルギーの導入≫

- 公共施設への新エネルギーの導入を推進するとともに、新エネルギーの利用が積極的に図られるよう、情報提供や普及啓発を進めます。
- 木質バイオマスのエネルギー資源としての活用を促進します。

太陽光発電設備（高野浄水場）

参　考　**関連する計画など**
○ 三重県地球温暖化対策実行計画
○ 三重県新エネルギービジョン

(2) 循環型社会の構築（廃棄物対策の推進）

施策の目標	私たちの生活や事業活動において、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用がさまざまな主体の連携と役割分担のもとで自主的に展開されるとともに、一般廃棄物が地域の資源として循環利用される仕組みが形成されるなど、循環型社会の構築に向けた取組がより充実しています。 また、「もったいない」等の考え方を価値とする文化が再生され、それぞれの地域に根ざした活動が活発化しています。 産業廃棄物についても、再生利用等と適正処理がなされるとともに、過去の不適正処理事案が解消され、さまざまな主体との連携のもと不適正処理の未然防止が図られています。

主な課題

- １人１日当たりごみ排出量等は、減少傾向にありますが、重量比で一般廃棄物の約３割を占める生ごみの減量化が課題となっています。
- ごみの問題に関する県民の意識は、高まってきていますが、必ずしも一人ひとりの行動や生活様式の転換までには至っていません。
- 市町のごみ処理について、より効率的なシステムの構築が求められています。
- 東海・東南海・南海地震など、今後発生が予想される大災害による災害廃棄物への対応が求められています。
- 産業廃棄物の3R※については、排出事業者等に対して指導・啓発を行ってきましたが、再生利用率が全国平均に比べて低い状況にあります。
- 産業廃棄物の適正処理を一層進めるため、処理体制の整備や排出事業者責任の徹底が求められています。

- 不法投棄事案の件数は、減少傾向にあるものの、行為者不明な事案が増加し、手口も巧妙化しています。
- 過去の不適正処理事案による生活環境保全上の支障等の除去が求められています。

主要な取組

≪ごみゼロ社会の実現≫

- 市町、NPO、事業者などとの協働により生ごみの減量化、資源化などの取組を進めます。
- 家庭や学校などの身近な生活場面を活用した普及啓発活動や環境学習・環境教育の実施により、環境に配慮した生活様式や事業活動の定着をめざします。
- 適正かつ効率的なごみ処理システム構築に向けて、市町ごみ処理カルテの導入など市町が行う3R推進への支援などを行います。RDF※焼却・発電事業については、安全・安定運転を行うとともに、市町による一般廃棄物が適正に処理されるよう必要な技術的支援や調整を行っていきます。

学校でのごみゼロ学習

- 市町や廃棄物関係団体との訓練や定期的な会議を通して、協力関係の強化を図り、災害時の廃棄物処理体制の充実を促進していきます。

≪産業廃棄物の3Rの推進≫

- 産業廃棄物の多量排出事業者における排出抑制等の計画策定と実践を求めるとともに、バイオマスの利活用やリサイクル認定制度の適正運用を進めます。

≪産業廃棄物の適正処理の確保≫

- 最終処分場の容量確保や優良処理業者の活用等によって、処理体制を整備するとともに、電子マニフェスト※の普及促進などにより排出事業者責任の徹底を進めます。

≪監視強化と不適正処理に対する是正の推進≫

- 法令を遵守し排出事業者責任の徹底が図られるよう、排出事業者に対する監視・指導を強化します。
- 不適正処理事案については、原因者に対して是正措置の履行指導を行うとともに、原因者による措置が困難な場合等には、生活環境保全上の支障等の程度や状況に応じ、行政代執行による是正を進め、地域住民の安全・安心の確保を図ります。

行政代執行による不適正処理事案の是正事例

不適正な処分が原因で、３度にわたって火災・悪臭が発生したため、原因者に対して措置命令（火災発生防止の散水や可燃物撤去等）を発出

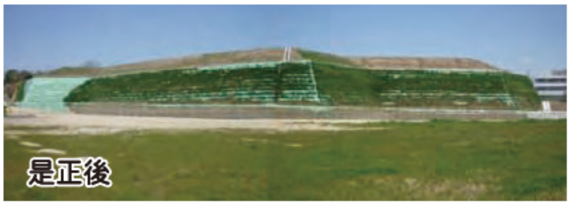

原因者が措置を講じる見込みがなかったことから、行政代執行（覆土によって空気を遮断し燻焼状態を解消する措置）を実施

参考　関連する計画など
○ 三重県廃棄物処理計画
○ ごみゼロ社会実現プラン

(3) 大気環境の保全

施策の目標	工場や事業場からの大気汚染物質の排出が適正に管理され、県内の自動車は環境への負荷が少ない車両となり、交通流対策等とあわせて、大気に関する環境基準が達成・維持され、県民が、より良い大気環境のもと健康な生活を営んでいます。 また、悪臭や騒音・振動においても、各種の法規制の運用により、健全で暮らしやすい快適な環境が整っています。

主な課題

- 大規模事業場等における「大気汚染防止法」等に係る無届出や基準超過、自主測定回数不足等の問題が明らかになっており、事業者にコンプライアンス※の徹底を図ることが求められています。
- 新たに環境基準に追加された微小粒子状物質について、観測体制の整備が求められています。
- 自動車排出ガス測定局※で環境基準が一部達成されていません。自動車NOx・PM法※対策地域、特に環境基準が達成されていない一部道路を中心に対策を進めることが求められています。
- 騒音・振動・悪臭の苦情は、年ごとに変動はありますが、継続して発生しています。

主要な取組

≪大気汚染の防止≫

- 工場や事業場に対する立入検査内容の充実により、事業者のコンプライアンスの徹底を図るとともに、「大気汚染防止法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく規制や指導を行います。
- 微小粒子状物質などの新たに環境基準が設定された物質について、地域の状況に応じて県民の安心・安全が確保されるよう常時監視体制の充実を図ります。

≪自動車環境対策の推進≫

- 自動車NOx・PM法に基づき「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、自動車から排出される窒素酸化物※および粒子状物質の削減に向けた取組を進めます。

NOx･PM法適合車ステッカー

≪騒音・振動・悪臭の防止≫

- 「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」および「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づき、市町との協働により、工場、事業場や建設作業に対する規制、指導を行うとともに、日常生活に伴う近隣騒音については、住民、事業者への啓発活動を進めます。

また、住居地域での静穏な環境を保全するため、「都市計画法」に基づく適正な土地利用の誘導や必要に応じた緩衝緑地の設置等を進めます。

参　考　**関連する計画など**

○　三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

(4) 水環境の保全

施策の目標	**工場や事業場からの水質汚濁物質の排出が適正に管理されるとともに、生活排水処理施設※の整備が進むことにより、河川、海域における環境基準が達成・維持され、きれいと感じることができるよう水質が維持されています。** **また、さまざまな主体が連携・協働して、伊勢湾再生のために持続可能な取組が展開され、人と地域、人と自然の絆が維持、再生されています。**

主な課題

- 工場排水の測定データを改ざんするなど悪質な事例が発生したことから、事業者のコンプライアンスの徹底が求められています。
- 伊勢湾等の閉鎖性海域※における環境基準達成率は、低い状態で推移しています。
  また、砂浜海岸等に漂着する海岸漂着ごみが、生態系や、人と自然のふれあいの障害となっています。
- 生活排水処理施設の整備率は、2010年度末（平成22年度末）で78.0%と着実に進展しているものの、全国平均（2010年度末（平成22年度末）86.9%）を大きく下回っています。
- 「土壌汚染対策法」の改正による土壌汚染対策に関する法整備の拡充に伴い、その対応が必要となっています。

主要な取組

≪水質汚濁の防止≫

- 公共用水域および地下水の常時監視を行うとともに、工場・事業場の計画的な監視指導により排水基準等の法令遵守を徹底し、水環境の保全に取り組みます。
  また、順次、公共用水域における環境基準の類型指定※や見直しを行います。

≪伊勢湾等（閉鎖性海域）の再生≫

- 水質総量規制に基づく工場・事業場の排水規制や、生活排水処理施設の整備などにより、閉鎖性海域の水質改善を進めるとともに、藻場※や干潟※等の造成、再生により生態系の保全、回復を図り、海の自然浄化能力を再生します。
- 大学等と連携した調査研究や、伊勢湾流域圏での統一行動である「伊勢湾　森・川・海のクリーンアップ大作戦」の実施など、さまざまな主体との広域的な連携・協働による伊勢湾再生を進めます。

さまざまな主体による海岸清掃

「伊勢湾　森・川・海の
クリーンアップ大作戦」
啓発パンフレット

● 海岸漂着物対策については、関係者の適切な役割分担のもと、円滑な回収・処理、効果的な発生抑制対策に取り組みます。なお、より効果的な取組とするため、岐阜県、愛知県、名古屋市などとの広域的な連携を進めるとともに、国にも積極的な関与について、はたらきかけていきます。

≪生活排水対策の推進≫

● 「生活排水処理アクションプログラム」の見直しを行い、効率的・効果的な下水道、集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めます。

≪土壌・地下水汚染対策の推進≫

● 「土壌汚染対策法」に基づく調査や汚染の拡散防止などの適切な措置により、周辺住民の健康と生活環境の保全を図ります。

　また、土壌汚染対策の有効性を確保するための土壌中の重金属等の情報集積や、農地における適切な施肥や農薬の使用などの啓発を進めます。

参　考　**関連する計画など**

○ 伊勢湾再生行動計画（伊勢湾再生推進会議策定）
○ 三重県海岸漂着物対策推進計画
○ 三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）
○ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（第７次）

【基本目標Ⅱ「自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり」に向けた施策】

(1) 生物多様性の保全および持続可能な利用

施策の目標	あらゆる主体が生物多様性に配慮し、その事業活動や日常活動の中で環境への負荷をできるかぎり減らしていくとともに、さらに積極的に良好な自然環境の回復に努めています。これにより生物多様性の保全とその持続的な利用が可能な状態になり、自然との共生が保たれている社会になっています。

主な課題

- 三重県の自然や生態系の特性に応じた生物多様性保全への継続的な取組が求められています。
  また、増えすぎた特定の動物種による獣害の発生が問題となっています。
- かつて自然の宝庫であった里地里山や里海が過疎化、高齢化や生活様式の変化等により、人が関わりを持たなくなってきていることから、その機能の喪失が懸念されています。
- 絶滅のおそれがある野生動植物種について、より正確な実態把握と希少種の保護が求められています。
- 身近な水辺環境において、新たな施設整備を行う際は、防災上の観点を踏まえたうえで生物多様性の保全に配慮した取組が求められています。

主要な取組

≪生物多様性保全活動の促進≫

- 自然の風景地や天然林、動植物の生息地等を次世代に継承するため、自然公園※区域や三重県自然環境保全地域の制度を活用して適正な保全を進めます。希少生物や野生動植物について、専門家と県民、NPO等の連携・協働による調査や保全活動を促進するとともに、外来種対策に取り組みます。
  また、農林水産物に被害を与える鳥獣については、地域の関係者との連携のもとで、適正な個体数の調整と被害対策を図ります。

海岸での生物観測（COP10エクスカーション）

≪里地里山里海の保全≫

- 里地里山保全活動計画認定制度等の普及促進や環境保全活動団体のネットワーク化を進め、さまざまな主体の自主・協働による自然環境保全活動を促進します。
  また、豊かな海の恵みを取り戻すために、県民が主体となった里海の保全のための取組を促進します。

≪希少な野生動植物の保護≫

- 継続的なモニタリングに基づき、特に保護の必要がある野生動植物については、天然記念物※、または県指定希少野生動植物種として指定し、種の保護と生息環境の保全を進めます。

≪水辺や沿岸の環境保全≫

- 多様な水辺環境を保全するため、防災機能との調和を図りながら河川・湖沼・湿地・海岸等について、周辺の生態系や自然環境に配慮した施設整備を行います。
  また、沿岸域における藻場・干潟の保全・再生を行い、海浜生物や海生生物の生息地等の保全を進めます。

参　考　**関連する計画など**

○ みえ生物多様性推進プラン

(2) 自然とのふれあいの確保

施策の目標	**自然とのふれあいによって県民が、自然を身近に知り学ぶことができ、自然の仕組みや大切さを理解しています。 ふれあいの場の整備等に際しては、その自然特性が損なわれないよう、動植物の生息・生育環境や自然景観の保全への配慮がなされ、またその活動自体も、動植物の生息・生育に適正な配慮のもと、自然環境への負荷が少なく、持続的に利用ができる状態になっています。**

主な課題

- 人々が自然に親しむための施設として、公園利用施設や自然遊歩道等の施設整備や維持管理を行っていますが、災害により被災し、復旧を必要とするものがあります。
- 多くの来訪者が地域の豊かな自然に親しめる機会の確保が求められています。
  また、こうした機会の確保の一環としてのエコツーリズム※やグリーン・ツーリズム※の普及のための環境整備が求められています。
- 「緑の基本計画」策定などによる地域の緑化推進や、都市環境の向上、良好な景観形成、生物多様性の保全など多面的な視点での緑の保全・創出が望まれています。

主要な取組

≪自然公園等の整備・活用≫

- 国立公園、国定公園、県立自然公園において、豊かな自然とのふれあいを図るため、公園利用施設や自然遊歩道等の施設整備、安全確保のための維持管理を行うとともに、自然公園区域の良好な自然を維持するため、自然公園の保護管理および利用の適正化を進めます。

植樹活動による自然とのふれあい

≪森林・水辺等の整備・活用≫

- 森林や水辺空間の保全、地域住民が自然とふれあう場の確保に努めるとともに、森林の案内人や野外活動の指導者の養成など、自然とのふれあいを図るための体制整

備を進めます。

また、自然・歴史・文化等地域固有の資源を生かして観光を楽しむエコツーリズムや、都市住民が農山漁村で余暇をすごすグリーン・ツーリズムを促進するため、市町や地域住民との連携のもと、その基盤となる施設の整備や情報発信などの環境整備を進めます。

≪緑の保全・創出≫

● 市町による「緑の基本計画」の策定や、さまざまな主体による地域の緑化推進に向けた自主的な活動を促進します。また、都市公園については、地域の豊かな自然や観光資源などを生かしつつ、多面的な視点での整備等に努めます。

参考 **関連する計画など**

○ 三重県自然環境保全基本方針

○ 三重県観光振興基本計画

(3) 森林等の公益的機能の維持確保

施策の目標	**森林の役割や木を使うことの意義が社会全体で認識され、県民、事業者、森林所有者等および国、県、市町が、それぞれの役割に応じて互いに協働しながら森林の保全を進め、このことにより、水源かん養や土砂流出防止、CO_2吸収源としての作用など森林の持つ公益的な機能を発揮しています。** **また、農地や中山間地、漁場等においても、それらの維持・保全活動等が行われ水源かん養、洪水調節、親水・景観保全等の機能が維持されています。**

主な課題

● 地域森林計画に基づき、県内の森林を「環境林※」と「生産林」に区分して整備を進めていますが、環境林整備のために必要となる森林境界の明確化や森林所有者の理解が進んでいません。

また、生産林においては、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化により、伐採後に植栽されない森林や、間伐等の手入れが行われない森林が増加し、森林の荒廃や公益的機能の低下が懸念されています。このような状況の中で、森林を社会全体で支える仕組みづくりが課題となっています。

間伐による森林整備

● 農地の保全については、中山間地域における農業者の高齢化による担い手不足等が懸念されています。

● 海の自然浄化能力を回復するため、藻場・干潟の再生や造成した藻場・干潟の維持管理が求められています。

● 森林や農地の保全が不十分なことによる、水循環・浄化機能の低下が懸念されています。

主要な取組

≪森林環境の保全（三重の森林づくり）≫

● 環境林については、森林境界の確定や、森林所有者の理解の醸成に努めながら針広混交林への誘導などを進めるとともに、「企業の森」等、さまざまな主体による森林づくりを促進し、社会全体での森林づくりを進めていきます。

また、生産林については、森林の適切な管理が行われるよう、森林の団地化、施業の集約化などを進め、林業生産活動を通じた森林の再生を図ります。

「企業の森」による森林づくり

≪農地環境の保全≫

● 高齢化等に対応した中山間地域直接支払制度を活用し、制度に取り組む集落の拡大による農地の保全をめざします。

また、農薬や化学肥料等の節減等により、環境への負荷の少ない環境保全型農業、環境に配慮したほ場や用排水路の整備を促進します。

≪沿岸海域環境の保全≫

● 沿岸海域における野生動植物の生息の場の確保や水質浄化等の公益的機能を維持・回復するため、藻場や干潟の保全と復元に取り組みます。

また、良好な砂浜・礫浜海岸について、侵食による影響に対する対策等を進めます。

≪水循環・浄化機能の確保≫

● 健全な水循環を確保するため、上流域では森林の適正な維持管理、中下流域では生活排水対策等の推進、農地の適正な管理等の諸施策を総合的に実施するとともに、住民や企業による植栽活動等さまざまな主体の参加と協働のもとで、水循環・浄化機能の確保に向けた取組を進めます。

参　考　**関連する計画など**

○ 三重の森林づくり基本計画2012
○ 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
○ 三重県水産業・漁村振興指針

(4) 良好な景観の形成

施策の目標	私たち県民共通の貴重な資産として、将来にわたって景観保全に取り組み、美しい県土にふさわしい景観をできる限り損なうことなく次世代に引き継ぐことによって、地域に活力を生み出し、訪れる人の心を癒し、三重の地に暮らすことが誇りとなる「こころのふるさと三重」が実現しています。

主な課題

- 良好な景観づくりを進めるため、地域のルールをつくり、県民一人ひとりが日常生活の中で守るべきマナーの向上に努めるとともに、違反屋外広告物等の良好な景観を阻害する原因の除去や修景等が求められています。
  また、公共事業や公共施設整備においては、地域の景観特性に配慮した良好な景観づくりを先導していくことが求められます。
- 農山村地域等における高齢化の進行によって、地域の合意形成や共同活動等の集落機能が弱まり、景観保全力が低下しています。

主要な取組

≪県土の景観の形成≫

- 県民の皆さんや市町による主体的な景観づくりを進めるため、景観づくりに関する情報提供や知識普及、専門家の派遣、検討の場への参画等を行うとともに、「三重県景観計画」に基づく届出制度の運用等を通じて良好な景観づくりを推進します。
  また、公共事業や公共施設の整備については、良好な景観づくりを先導していくため「公共事業等の整備に関する景観形成ガイドライン」に基づく整備を進めます。

景観に配慮した街路整備

≪農山漁村景観の保全・創出≫

- 農山漁村の景観保全には集落機能の維持が必要なことから、農地・水・環境保全向上対策等、さまざまな主体の参画による景観保全活動等を支援することで、地域を支える担い手を育成します。

住民参画による農山漁村の景観保全活動

参　考　関連する計画など

○ 三重県景観計画

(5) 歴史的・文化的環境の保全

施設の目標	豊かな自然や多様な歴史が育んだ文化資源の保護・活用により地域が活性化し、各地域でそれぞれ個性ある多様な文化が育まれ、その文化を反映した地域の景観が保全されることにより人びとが癒され幸福が実感できる地域社会が実現しています。

主な課題

- 三重県には優れた文化財が多くありますが、経年変化による損傷や過疎化、少子高齢化等による文化財保護の担い手の減少等が課題となっています。
  　また、大規模遺跡においては、史跡の有効活用を図るために、土地の公有地化の推進と史跡を活用したまちづくり等の取組が求められています。
- 三重の自然や歴史・文化に関する資料を公開、閲覧、展示し、効果的な情報発信や学習などに十分活用することができる環境整備が求められます。
- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」が文化的景観として評価されていますが、これらの文化的景観の意義についての一層の理解の醸成と、文化的景観の活用が求められています。

主要な取組

≪文化財等の保存・活用≫

- 国・県指定文化財※および国登録有形文化財の保存・活用を、市町、保存団体および所有者等と協働して行うとともに、文化財を活用した地域の自主的な活動を支援し、文化財を活かしたまちづくりにつなげます。
- 新県立博物館を整備［2014年（平成26年）開館予定］し、市町等との役割分担のもとで、県内の自然と歴史・文化の資産を積極的に保全するとともに、その活用を図ります。

新県立博物館完成予定図

≪歴史的・文化的景観の保全・活用≫

- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や、亀山市関宿の伝統的建造物群等の歴史的・文化的な景観について、次世代に継承されるよう、関係する県や市町等と協働して、その保存と活用に努めます。

歴史的・文化的景観の保全